北杜市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進するとともに、宅配の再配達の削減による事業者の負担及び環境負荷の軽減を図るため、宅配ボックスを購入して設置する者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成１６年北杜市規則第５１号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　宅配ボックス　鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有し、宅配される荷物の一時保管及び受取を目的とした仕様の荷受箱等の既製品をいう。

（２）　集合住宅　同一棟内に独立して住居の用に供せられる部分が２以上ある建築物をいう。

（３）　補助対象住宅　市の区域内に存する居住の用に供する家屋（当該家屋の一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）であって、戸建て又は集合住宅をいう。

（４）　居住者　補助対象住宅に現に居住する者をいう。

（５）　管理者等　賃貸を目的とする戸建て又は集合住宅の所有者、物件管理会社等その他賃貸を目的とする戸建て又は集合住宅の管理権限を有する者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、この告示の施行の日以後に宅配ボックスを購入し、補助対象住宅に設置する居住者又は管理者等のいずれかとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に該当するときは、補助対象者としない。なお、補助対象者が居住者にあっては、当該人が属する世帯の世帯員が次の第４号から第６号までに該当するときも同様とする。

（１）　居住者又は管理者等（個人経営者等の法人格を持たない者（次号において「個人経営者」という。）に限る。）にあっては、第６条に規定する申請の日において、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されていないとき。

（２）　管理者等（個人経営者を除く。）にあっては、本店所在地又は主たる事務所を市の区域内に定めた商業登記又は法人登記している法人でないとき。

（３）　居住者のうち、賃貸借契約を締結し補助対象住宅に居住する者にあっては、管理者等から宅配ボックス設置の許可を受けていないとき。

（４）　市税、市債務その他徴収金を滞納しているとき。

（５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下次号において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下次号において「暴力団員」という。）であるとき。

（６） 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

（補助対象経費）

第４条 補助金の対象となる経費は、補助対象住宅に設置する宅配ボックス（リース品又はレンタル品を除く。）の購入に要する経費（附属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、補助対象とする宅配ボックスについて、同種の補助（他の地方公共団体からの補助を含む。）を受けている場合は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める補助基本額と同表の右欄に定める補助上限額を比較して少ない額とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	補助基本額	限度額
居住者	補助対象経費に２分の１を乗じて得た額	１万円
管理者等		１棟につき総戸数又は設置する宅配ボックスの数（荷受箱が２以上ある宅配ボックスの場合は荷受箱の数）のいずれか少ない数に１万円を乗じて得た額

（交付回数等）

第６条 補助金の交付回数、補助対象とする宅配ボックスの基数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定める数とする。

区分	交付回数	宅配ボックスの基数
居住者	補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）が属する世帯につき１回	１基
管理者等	１棟につき１回	総戸数に相当する基数又は荷受箱が２以上ある宅配ボックスの場合は１基のいずれか

（補助金の交付申請）

第７条　申請者は、北杜市宅配ボックス購入費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、申請する日の属する年度の３月１０日までに、市長に提出しなければならない。

（１）　購入した宅配ボックスの領収書（購入した店舗、年月日、品名及び金額が分かるもの）

（２）　鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有していることが分かる書類

（３）　宅配ボックスを設置したことが分かる写真

（４）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに関係書類を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、北杜市宅配ボックス購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助金の決定内容に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第１０条　この告示に規定する補助金の交付を受けた宅配ボックス（以下「補助宅配ボックス」という。）については、山梨県再配達削減推進事業費補助金交付要綱第１０条に規定する知事が補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して別に定める期間を経過するまで、市長の承認を得ないで、当該補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取り壊してはならない。

２　第８条第１項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　補助宅配ボックスについては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

４　承認を受けて補助宅配ボックスを処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を納付させることがある。

（報告及び調査）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して補助宅配ボックスの使用状況を調査させることができる。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年１０月１日から施行する。

（有効期限）

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。